

●香川県告示第363号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項により公示する。

平成22年9月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第2号（ぶり類）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町大島地先

イ 点の位置

基点A 石島北端

” B 矢竹島西端

” C 矢竹島東端

” D 土庄町豊島東端

” E 高松市女木島中の高頂（187メートル）

” F 高松市女木島南の高頂（216メートル）

点 イ AからB見通し線上Aから130メートルのところ

” ロ AからB見通し線上Aから430メートルのところ

” ハ Eからロ見通し延長線とDからC見通し延長線との交差点

” ニ Fからイ見通し延長線とDからC見通し延長線との交差点

” ホ イからF見通し線上イから150メートルのところ

” ヘ ロからE見通し線上ロから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	3月20日から翌年1月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行に  
いては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

2 免許予定日 平成22年11月1日

3 免許の存続期間 平成22年11月1日から平成25年12月31日まで

4 免許申請期間 平成22年9月27日から同月28日17時まで